

「陽病」は熱病か？

渡邊 誠

二〇〇一年の広島大学大学院文学研究科での史料演習「日本古代史講義」（担当教員 西別府元日）で筆者が担当した『小右記』長保六（一〇〇四）年七月一日条に、次のような記事があった（…は省略、『』は朱書を示す。返り点は筆者が補ったもの。以下、同じ）。

…允亮朝臣（合巻）誦（誦）法家□□次云、推問使孝忠朝臣称「湯病」不（温敷）可（温敷）下向、雖（温敷）被（温敷）处（温敷）重科、不（温敷）可（温敷）勤（温敷）使節、是依（温敷）不（温敷）被（温敷）理（温敷）申請事云々、…

この記事は、大宰帥平惟仲が大宰府の息のかかった僧・盛仁を宇佐弥勒寺に送り込み、あるいはまた、管内に対馬銀採掘費用や帥館料米などを賦課して府使を在地に入部させ、強硬に徴収する大宰府の行為が、宇佐宮行幸会御装束料の徴収と競合するなどして、大宰府と宇佐宮との間に激しい対立を引き起こした、「長保事件」と呼ばれる長保三年以降の一連の事件に関するものである。この事件は宇佐宮内部の大神氏と宇佐氏との対立も絡みながら進行し、長保五年から長保六年にかけて宇佐宮神人らが多数上洛し、朝廷に愁訴を繰り返した。これを受けて政府は長保六年四月二八日、宇佐宮の宝殿を封じるという行為に及んだ大宰府に対して、事件を調査させるため推問使派遣を決定し、長官に右衛門権佐藤原孝忠、判官に左衛門尉平中方、主典に右衛門大志隼犬養為政を任命した。推問使は八月に下向し、一〇月初めには、宝殿を封じた直接の責任者である府典代永峰忠義・府檢非違使為望を伴って帰京している。先に引用した『小右記』の記事は、この推問使が下向に先だって、「湯病（温病）」のため使節を勤めることができない、と言って下向を渋っていたこ

とを伝えるものである。令宗允亮によれば、病気というのは口実で、本当は藤原孝忠の申請を処理してもらえないためだという。「申請事」については、『権記』長保六年四月卅日条に関連記事がある。孝忠は右衛門権佐と同時に山城守でもあったが、この国は「難治亡弊之第一」であり、また任終年でもあって、任終に当たって行うべき多くの処理案件を抱えていた。そうした時期に長期に涉って遠方に赴くためには、任期の延長などの措置をとって欲しい、と希望したが、その申請は七月に至っても認可されない。そのため、病氣と称して下向を渋っているのである。

大日本古記録本ではこの箇所は宮内庁書陵部所蔵の平安・鎌倉期の古写本である九條本別巻（廣本）と呼ばれる写本が底本となっており、「湯病」の「湯」について朱書で「温敷」と傍書されている。書写した人物は「湯病」では意味が分からず、「温病」の間違いではないかと推測しているのである。しかし、『小右記』の他の箇所には、「湯病」は一方所出てくるが、「温病」は出てこない。また、「湯病」の記載のある長和五（一〇一六）年四月十八日条（底本同前）には、「陽」と傍書されている。こちらでは「湯病」を「陽病」の誤りと判断しているのである。あとに示す通り「陽病」は『小右記』に比較的多く出てくる単語であり、近似した字体からしても、「陽病」こそが正しいとみてほぼ間違いないだろう。

この「陽病」については、『日本国語大辞典』（第一版）には次のようにある（第二版では史記抄の用例が削除されているが、内容に変更はない）。

ようびょうヤウビヤウ【陽病】〔名〕高熱の出る疾病。熱病。\*小右記 長和二年九月二七日「今日左衛門督称「陽病」、自中途一退去如何」\*史記抄一四・扁鵲倉公伝「治陽病と云まてか、扁鵲か語そ（略）中熱には陰石の柔なる齊かよからうと思そ」\*史記倉公伝「陰石以治「陰病」、陽石以治「陽病」」

「陽病」は熱病のことと説明され、『小右記』の記事が例に挙げられている。ただし、これらの事例は「陽病」が熱病であることを証明するような用例ではない。『史記抄』に「中熱」云々とあるから確かに熱病らしくも思われるが、これは後に続く『史記』倉公伝の注釈である。『史記』は「陰」と「陽」を対に用いて病気を説明しているようにも見える。諸橋轍次『大漢和辞典』でも同じ『史記』の用例を示して「熱病」としているが、一方「陰病」の項では「体内の見えない所に発する病。又、陰気に災されて起る病」として、やはり同じ用例を掲げる。簡単に調べてみたところでは、どうやら東洋医学では、「陽病」は熱をもってはじまる病気、「陰病」は寒をもってはじまる病気を指す《概念》らしく、この場合は特定の病気を指す《病名》ではないらしい。

しかし、『小右記』の用例はそうした医学的な概念とは考えがたい。では熱病の一種かと言えば、『小右記』の上記二事例では具体的な症状がわからず判断がつかない。そこで『小右記』から「陽病」の用例を集めてみると、冒頭の事例の他に以下の六例があった（～）は割書・細字を示す。以下同じ）。

【用例①】寛弘二（一〇〇五）年正月一日条

右大臣藤原朝臣触藤原朝臣左府藤原朝臣云、膝下有藤原朝臣悉、謝座間不藤原朝臣可藤原朝臣堪者、可藤原朝臣被藤原朝臣奏聞藤原朝臣者、即所司奏可藤原朝臣付藤原朝臣内侍所事并右大臣令藤原朝臣奏事、以藤原朝臣左頭中将藤原朝臣経房藤原朝臣令藤原朝臣奏聞、勅答云、所司奏可藤原朝臣付藤原朝臣内侍所事、右大臣不藤原朝臣可藤原朝臣候、列事等依藤原朝臣請、此間出藤原朝臣御南殿、左大臣起藤原朝臣座、進藤原朝臣御所、小時退藤原朝臣帰云、咳病發動不藤原朝臣可藤原朝臣候、仍退出者、更不藤原朝臣着藤原朝臣仗座、早出、令藤原朝臣見藤原朝臣氣色、右府称藤原朝臣陽病、自藤原朝臣腋可藤原朝臣參上、仍所藤原朝臣退出、一兩卿相云、右大臣候藤原朝臣小朝拜、已知藤原朝臣無藤原朝臣恙、而今奏藤原朝臣有藤原朝臣恙之由、不藤原朝臣可藤原朝臣然歟、左頭仰藤原朝臣右大臣云、可藤原朝臣奉藤原朝臣内弁者、右府招藤原朝臣余云、称藤原朝臣有藤原朝臣所勞藤原朝臣由上、而又更被藤原朝臣仰下可藤原朝臣奉藤原朝臣仕内弁之由、為藤原朝臣之如何、余云、被藤原朝臣奏藤原朝臣膝下有藤原朝臣恙由、内弁謝座如何、今一度可藤原朝臣被藤原朝臣奏歟、被藤原朝臣諾、以藤原朝臣

右頭中将藤原朝臣実成、被藤原朝臣奏聞、無藤原朝臣天許、…

【用例②】長和二（一〇一三）年九月廿七日条

今日伊勢齋内親王当子（今上女一）行禊也、…中納言藤原朝臣教通、參議藤原朝臣経房、通任藤原朝臣扈從、途中乘藤原朝臣燭、齋王到藤原朝臣給禊所、…亥始到藤原朝臣給野宮、予不藤原朝臣着藤原朝臣座罷出、左宰相中将藤原朝臣同出、宰相中将云、左衛門督藤原朝臣（教通）被藤原朝臣責冠藤原朝臣心神乖乱、自藤原朝臣一条辻藤原朝臣退去者、…今日左衛門督称藤原朝臣陽病、自藤原朝臣途中退去如何、閑廻藤原朝臣思慮、公役之上既是神事、又非藤原朝臣宿人、未藤原朝臣得藤原朝臣其音、計也左相国教諭歟、…

【用例③】長和五年四月十八日条

隨身近衛高扶藤原朝臣明称藤原朝臣湯病、久不藤原朝臣出仕、仍可藤原朝臣召問之由、仰藤原朝臣將監公助藤原朝臣一訖、

【用例④】寛仁元（一〇一七）年九月廿三日条

未時許藤原朝臣参内、四条大納言藤原朝臣右衛門督（実成）参入（兩人依藤原朝臣服不藤原朝臣参石清水）、頬腫無藤原朝臣便藤原朝臣交藤原朝臣衆、触藤原朝臣事由於資業朝臣藤原朝臣罷出、須藤原朝臣下不藤原朝臣参内、示藤原朝臣遣案内上、然而依藤原朝臣有藤原朝臣陽病之疑、所藤原朝臣参入也、大殿藤原朝臣撰政城外之間、大将可藤原朝臣祇候、若乍藤原朝臣居藤原朝臣家称藤原朝臣障、必被藤原朝臣処藤原朝臣故怠、大納言候藤原朝臣殿上、依藤原朝臣親昵藤原朝臣参上、其後右衛門督参入、仍早退出、依藤原朝臣顔面不藤原朝臣例、宰相資藤原朝臣参入、有藤原朝臣所勞退出由可藤原朝臣触藤原朝臣女房事、示藤原朝臣宰相、…

【用例⑤】万寿四（一〇二七）年七月五日条

…内供良藤原朝臣円下山、為藤原朝臣訪藤原朝臣宰相中将妻事、今朝皇太后宮大夫送藤原朝臣中将之書状云、明尊僧都奉藤原朝臣仕御修法、今日結願、更又相統可藤原朝臣行行之、人以藤原朝臣良円有藤原朝臣可藤原朝臣修之由、日来心神不藤原朝臣宜、飲食減藤原朝臣例、余從藤原朝臣去廿五日一七箇日可藤原朝臣奉藤原朝臣供藤原朝臣養觀音之由前日示藤原朝臣遣之、然而称藤原朝臣羸弱、以藤原朝臣定範師藤原朝臣令藤原朝臣供養、以此趣藤原朝臣示藤原朝臣中将、隨亦伝藤原朝臣達大夫了、此間良円下山、可藤原朝臣似藤原朝臣陽病、仍不藤原朝臣向藤原朝臣中将許、即以藤原朝臣帰山、只今藤原朝臣云事由中将許、有藤原朝臣僧等、仍不藤原朝臣到藤原朝臣彼家、為藤原朝臣憚藤原朝臣外漏云々、顔色枯槁、

不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>稱<sub>二</sub>虚仮<sub>一</sub>歟、

【用例⑥】万寿四年九月八日条

…左大弁定頼（定頼）忽称<sub>二</sub>胸病発動由<sub>一</sub>退出、依<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>雅頼（雅頼）覚拳状事<sub>一</sub>称<sub>二</sub>陽病<sub>一</sub>退出歟云々、雅頼者左大弁家司也、未<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>事定<sub>一</sub>以前大弁問<sub>二</sub>下官<sub>一</sub>、大略示<sub>レ</sub>之、頗有<sub>二</sub>思慮氣<sub>一</sub>、…

これらの事例のうち、③以外は何らか具体的な症状の記載がある。

まず①は、元日節会に関する記事である。右大臣藤原顕光は、膝もとに患いがあるからと、着座に先だつて群臣が庭に列立し再拝する「謝座」の儀礼に加わらず、脇から参入して着座するお許しを天皇から得た。ところがすぐ後、左大臣藤原道長は天皇のもとに参入し、帰ってくるやいなや「咳病で参加できない」と言つて帰つてしまった。道長の様子うかがうと、どうやら顕光が「陽病」を理由に脇から参加しようといふので、（怒つて）帰つてしまったらしい。「節会に先立つて行われた」小朝拝に参加して何ともないのは分かっているのに、患いがあると奏上するとは、とんでもない」と非難する公卿もいたようだ。結局、道長が帰つてしまったために、彼が勤めるはずの節会を取り仕切る内弁の役が顕光に回つてきた。「患いがあると言っているのに、内弁を勤めるとは、あんまりだ。どうしよう」と実資に泣きついて「もう一度、奏上してみようか」と助言してもらつた顕光だが、今度はお許しが出ず、内弁を勤めるハメになつてしまった。引用では省略したが、「儀式次第のカンペ（懐紙）を持つていたら貸して欲しい」と頼まれた実資は、持つていたにもかかわらず、持つていないと答えている。ほとんど苛めである。

さて、ここで顕光が列立できない理由として奏上したのは「膝下」の「恙」である。一方、道長が退出した際には、顕光は「陽病」を称したことになつている。明らかに「膝下」の「恙」と「陽病」とは同じ病気を指している。「陽病」とは膝に関わる病気なのか。熱病どころか、全く

違ふ症状の事例が出てきてしまった。結論を急がず、他の事例も見ていこう。

②は、伊勢斎王当子内親王御禊に関する記事である。後に閑白となつて位人臣を極めた藤原教通の若き日の一齣。教通は内裏から禊所に向かう斎王の輿に付き従つていた。ところが、源経房の語るころでは、教通は「責冠」（折檻の当て字か）されて「心神乖乱」となり、一条辻で早々に帰つてしまったという。臣下が勤むべき公役であり、神事でもある斎王御禊に供奉しながら、物忌に参籠（宿人）するわけでもないのに、と意図を計りかねた実資は、道長の指示かと思索している。

教通の早退の理由は「責冠」による「心神乖乱」だというが、これを後で「陽病」と言い替えている。熱病でもなければ、膝なども全く関係ない。事後に記憶を整理して書かれる日記において、記述途中で認識が変化したとは考え難いが、これはどうしたことだろうか。

④は、大殿道長と摂政頼通が石清水八幡宮に参詣している折、留守を守る右大将藤原実資のエピソード。頼に腫れ物が出来てしまった実資は、本来なら事情を連絡して参内しないところである。しかし、大殿・摂政が京外に出ているときは大将が天皇に祇候しなければならぬ。それなのに家にながら障りを報告するだけでは、必ず怠慢を咎められるだろう。「陽病」を疑われては困るので参入した、という。後から公任や実成が参内してきてくれたので、実資は退出することができた。顔面に病気が出ているので、女房への取り次ぎは養子の資平に頼んだという。

この事例に出てきた「陽病」は「類腫」を意味しない。頼の腫れは事実だが、これを理由に参内しなければ「陽病」という全く異なる病気を疑われることになるという。さらに、「陽病」で欠席すれば必ず「故怠」に処せられる。「陽病」では病欠の理由にはならないのだ。だんだん「陽病」がどんなものか分かつてきた。次の⑤こそ、この「陽病」が如何なる病気を端的に表現する事例である。

皇太后宮大夫源道方と同権大夫藤原資平は、皇太后妍子のために明尊僧都に御修法を行わせていた。妍子はこの年九月に亡くなっているから、病氣平癒を祈禱するためであろう。その結願をこの日に迎えようとしていたが、引き続き別の僧に御修法を修してもらうことになっていた。そこで名前が挙がっていたのが、延暦寺の僧・良円であった。ところが良円は日頃から心神が優れず、食欲も減退しているという。先月二五日から七日間、実資が娘・千古のために如意輪観音像を供養した際にも、良円に依頼したが体調不良により断られ、代わりに定範がこれを行っている。実資はそのことを道方・資平に教え、良円は無理だと伝えていた。

ところが良円は、ちょうど同じころ病気で伏せていた資平の妻のことを見舞うために比叡山を下りて京にやってきましたから、ややこしいことになり（良円と資平とは兄弟である）。良円は恐らく実資のもとを訪れ、資平邸には立ち寄らずに帰山した。病氣というから御修法を依頼できないと思っていたのに、下山することができなのは、「陽病」だからではないのか、俺のもとを訪れずに見舞いの言葉だけ伝えさせて帰山するのも、御修法のために僧たちが家にいるから、それで「陽病」だと外に漏れてしまふのを恐れてのことではないのか——と資平は勘繰り、憤慨して道方に書状を送った。道方のもとからその書状を伝えられた実資は、良円は顔が痩せかけて色つやも悪く、「虚仮」を称しているわけではないようだが、と感想を書いている（おそろく、そのように資平・道方に取りなしの手紙を書いたのであろう）。ここで、資平が「陽病に似たるべし」としたことに対して、実資は『虚仮を称す』と謂うべからざるか」と言っている。「陽病」とは「虚仮」、つまり仮病なのだ。

確かに、ここまでみてきた事例では本当に病氣だった事例は少ない。冒頭の事例では、推問使孝忠は仮病を言って鎮西に下向しようとしないのであり、①では「膝が痛い」という頭光に対して、仮病を使つて列立するのを避けようとは不屈きな、と他の公卿から反感を買っている（実

はこの日は雪が降りしきる大変寒い日だった）。②でも、道長に厳しく叱られた教通が仮病で早退したのであり、④では仮病で出仕を怠つたと判断されることを恐れ、実資は頬の腫れを押して参内している。この他、③は実資の隨身だった近衛の高扶明が仮病を使つて久しく出仕しないので、呼び出そうとしているのであり、⑥では、陣定に先だつて左大弁藤原定頼が胸が苦しいと言つて退出したが、それは自らの家司の覚悟状について審議するため、関係者が在席することを憚つてのことであり、やはり仮病である。『日本国語大辞典』において『小右記』の用例を示して「熱病」としたのは誤りだったのである。

ちなみに、『日本国語大辞典』をもう一度よく見てみると、仮病を意味する「ようびょう」として【佯病】が立項されている。また、『大漢和辞典』では【佯】の意味の一つとして「あらは。うはべを装ふ」を挙げ、「通じて陽に作る。〔正字通〕佯、通作陽、内不レ然而外飾偽曰レ陽」とし、一方【陽】の項にも「いつはる」という意味で「佯に通ず」と説明している。つまり、「陽」と「佯」とは同義・同音を持つ漢字であり、『小右記』にみえる「陽病」とは、東洋医学にいう「陽病」とは違つて、「佯病」を意味する言葉だったのである。

「陽病」は『小右記』以外の日記では管見に入らず、実資独特の言い回しのようにもあるが、演習後に『小右記』以外の「陽病」の類例を若干見つけた。『続日本後紀』承和五（八三八）年十二月己亥（一五日）条は、承和の遣唐使において、大使の藤原常嗣が自ら乗る第一船と第二船とを取り換えたことに立腹した副使の小野篁が病を称して乗船拒否したため、遠流に処されたことを伝える有名な記事だが、ここに「於レ是副使篁怨懣、陽病而留」とある。また、『日本書紀』には、雄略天皇八年二月条に、「陽患其腹」という用例があり、斉明天皇三年九月条にも、有間皇子が病氣療養と偽つて牟婁湯に湯治に出かけた際の気が触れた素振りを「陽狂」（古訓はイツハリタフレ）と表現している。いずれも

「陽」を「いつわる」と読むもので、『小右記』と同じく仮病を意味している。

本稿の考察はもともと、辞書の記載の裏付けを取ろうと思つて始めた作業であつたが、それによつて予期せぬ結論に至つた。辞書の記述をむやみに疑うべきではないが、あくまで学者が考察した結果なのだから、絶対正しいとは限らない。辞書といえど注意深く読まなければ間違ひを犯すことに繋がるということを感じさせられたので、その経験談として、ここに小文を認めてみた。

### 大学院演習『小右記』講読担当者一覽⑤

演習日	担当条	担当者
二〇〇三年		
四月二五日	長保元年十一月九日・一〇日・一一日条	市川 裕士
五月二日	長保元年十一月八日・一九日・二〇日条	倉元祥三郎
五月九日	長保元年十一月五日・一六日・一七日条	片上 智覚
五月一六日	長保元年十一月二日・二三日・二四日条	渡辺 心
五月二三日	長保元年十一月二五日・二六日条	川津 崇志
五月三〇日	長保元年十一月二七日・二八日・二九日・三十日条	倉元祥三郎
六月六日	長保元年二月一日・二日条	村山 太郎
六月一三日	長保元年二月三日・四日・五日条	渡辺 心
六月二〇日	長保元年二月五日・六日・七日・九日条	川津 崇志
六月二七日	長保元年二月一日・一二日・一四日・一六日条	渡辺 心
七月四日	長保元年二月一七日・一八日・一九日・二三日・二五日条	小島 莊一
七月一日	長保元年二月二七日・二八日・二九日条	片上 智覚
七月一八日	寛弘元年七月一日・三日条	川津 崇志

### 寛弘二年三月十三日に生まれた男子

渡邊 誠

寛弘二(一〇〇五)年三月一三日、一人の子どもが生まれた。『小右記』の当該日条は次のように伝える。

左頭中将妻産<sup>備前守</sup>男子一、則左兵衛督外孫也、産時辰剋云々、資平所<sup>備前守</sup>申、乍<sup>備前守</sup>驚申<sup>備前守</sup>達事由<sup>備前守</sup>了、

左近衛中将源経房の妻が男子を出産した。この子どもは参議・左兵衛督藤原懐平の外孫に当たるといふから、経房の妻とは懐平の娘である。懐平は記主・藤原実資の兄。懐平の実子で実資の養子となつていた資平がこれを実資に連絡したが、このとき資平は驚きを隠せない様子であつたといふ。彼が妹の出産を驚きをもつて受け止めていた理由は、本条を現代語に逐語訳しただけでは理解できないが、それは小文の考察の過程でおいおい明らかになるであらう。

槇野廣造編『平安人名辞典―長保二年―』(高科書店、一九九三年)によれば、源経房の妻は史料上、三人が確認できる。一人目は藤原有国の娘かとも思われる出自不明の女性で、長保四(一〇〇二)年五月一七日に死去している。二人目は藤原懐平の娘で、経房が長保五年から通ひ始め、寛仁元(一〇一七)年七月一三日に死去した。三人目には、その妹に当たる女性が姉の死後、治安元(一〇二二)年までに妻に迎えられている。それぞれの妻との婚姻期間は重複しないよう、このうち二人目の女性がこの時に子どもを生んだ母親に当たる。

大日本古記録本では、このとき生まれた男子について人物比定がなされていなかった。二〇〇三年の広島大学大学院文学研究科での史料演習「日本古代社会文化研究」(担当教員 西別府元日)において人物比